

福山市立大学附属こども園長選考規程

平成23年4月1日

福山市立大学規程第25号

改正 平成30年3月19日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、福山市立大学附属こども園長（以下「園長」という。）の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 園長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 園長の任期が満了するとき
- (2) 園長が辞任を申し出たとき
- (3) 園長が欠員となったとき

2 園長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては、その事由の生じる30日以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合はその事由が生じた後、速やかに行う。

(選考)

第3条 学長は福山市立大学教育学部の専任教授のうちから、園長候補者を指名し、評議会の意見を聴いて選考する。

(任期)

第4条 園長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできないものとする。

2 園長が辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 福山市立大学附属幼稚園長としての在職期間は、園長の在職期間とみなす。